



障障発第1225001号

平成18年12月25日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」の一部
改正について

今般、障害者自立支援法の施行により居宅介護等の障害福祉サービスの体系が再編されたことに伴い、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」（平成2年7月27日老福第145号）の一部を、別紙のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市（区）町村に対し周知徹底を図られたい。